



第 140 号

平成22年4月1日発行

発行所

駅東京都トラック協会大田支部

〒143-0006

東京都大田区平和島5-11-1

TEL. 03-3766-3261~2

安全輸送は

運送業者の使命

警視庁が掲げた「交通事故連続減少7セーフティー東京チャレンジアンダー218」の目標が、死亡事故二〇五人と十三人減と成り、東京都の死亡事故が三年連続減少しました。皆様の努力が実を結びました。

交通事故は「人間」「道路」「車両」が関連して事故が起こるわけです。「道路」と「車両」は欠陥があればそれぞれ改善されています、しかし「人間」は改善する事は出来ません。運転する時の人格を変えることは難しいものです。長い間に付いた癖、習慣は直す事ができません。ましてトラック運転手は一人孤独に仕事をしているわけですから、他人から運転の注意を受ける事はなく独善が身に付いていると思われれます。

東京都トラック協会が推進している「ドライブレコーダーの装着」「グリーンエコプロジェクトの推進」は運転手の癖を直すのに効き目があります。

「ドライブレコーダー」は急ブレーキ、急ハンドルなどを行うと重力がかかり記録

されます、それで運転手が気を付けるようになり、運転が静かになります。知らず知らずに身に付いた悪い運転が是正されていきます。

又「グリーンエコプロジェクトの推進」では運転者自身が燃費を記録する事から始まります。自己を管理する基礎を身に付け、悪い習慣が矯正されます。それが燃費の向上、無事故達成へとつながるといわれています。

アルコール検知器を設置していますか？ 飲酒運転撲滅に努力してください。業者が自主的に従業員規範の一環として行うものです。

アルコール検知器の導入を義務付けようと国土交通省が計画しています、平成二十一年十月施行、「監査方針と行政処分強化」で、始業前、仕事後のアルコールの呼気点検を義務化し罰則を設け、行政処分を強化しようとしています。事業継続が困難になる厳しい処分が行われようとしています。これは業者にとつて負担が大きいものです。



主な目次

- ◇ハンドル I Tとの付き合い方 2
- ◇更なる「チャレンジアンダー^{ニ=マルゴ}205」を目指し 大森警察署 3
- ◇エレベーター・簡易リフト(昇降設備)の自主点検の実施について 大田労基署 4
- ◇税の情報コーナー 大森税務署, 経済展望 商工中金 8・9
- ◇分会だより 12
- ◇青年部活動 らくがき 女性部活動 14・15・16



ITとの付き合い方

新年度を迎え、中々好転しない経済状況の中、会員の皆様も日々の経営にご苦労されている事と推察致します。

その中、コスト削減に向けた様な事が出来るのか考え実行されている事と思いますが中々成果が出ないのではないのでしょうか？

確かに我々の職種上、労働集約型産業の為、人件費の割合が大きくコスト削減に画期的な方法が無く、良い方策が打ち出せないのも事実だと思います。

しかし、労働集約型産業は我々以外の職種でも多分にあり、そこから学ぶ事はあるはずなのではないでしょうか？

陸上運送の大手路線会社を見るとITの活用の凄さ。運転者がハンディカムを持って簡易書留的な代行をし、貨物追跡、集荷、再配達依頼等利用者側の利便を考えたながら自分達の二度手間を省く道具と

してITを活用しコスト削減に取り込んでいる。

海運業界を見るとITを取り入れ乗船乗組員を削減し、内航海運では船の共同運行を荷主も巻き込み航路選定をしてコストの削減を考えている。又、航空業界は、Eチケット、WEBチェックイン、事前座席指定などIT関係でのコスト削減又、経路では四く五社の共同運航便での運行など機材のフル活用をしている。

陸、海、空の大手は設備投資をしてもITを導入し活用しているが、我々中小の陸運会社は、その様な事は中々出来ないかもしれないが、小さなIT導入出来るのではないだろうか？

いずれにしても、今後益々厳しい経営状況の中、生き延びなくてはならないのであるから会社統合も含め考えていく時なのではないだろうか？

支部取扱許認可届出事案件数

平成二十一年十二月～

二十二年二月

◆平成二十一年十二月

▽事業報告書〓七件

▽役員等変更届〓二件

▽その他〓五件

◆平成二十二年一月

▽事業報告書〓五件

▽運行管理者等変更届〓一件

◆平成二十二年二月

▽事業報告書〓一件

▽運行管理者等変更届〓一件



更なる「チャレンジアンダー205」を目指し

ニーマルゴ

大森警察署交通課長 磯部 守男

本年二月に大森警察署交通課長として着任しました磯部と申します。

東京都トラック協会大田支部の皆様方には、平素から交通安全運動をはじめ、各種交通安全活動に対し、絶大なるご支援を賜り心から感謝申し上げます。

お陰様をもちまして、昨年の都内における交通事故発生件数及び負傷者数については、九年連続の減少となり交通事故死者数は、戦後最少の二〇五名で昨年のスローガンであった「チャレンジアンダー218」の目標を達成することができました。

しかしながら、この数字に満足することなく、交通事故死者数の減少、さらには交通事故故そのものの減少に向けて取組むことは、都民からも強い期待が寄せられているところでもあります。

従って本年は、更なる目標として「チャレンジアンダー205」として、昨年同様

全庁挙げて取り組んで参ります。

昨年の大田区内における交通人身事故発生件数は、二、五七一件でした。

内訳は死者数一〇名、重傷者数二二名、軽傷者数二、八一五名で全体的には減少傾向にあります。もう少し注意を払えば防ぐことができましたものも散見されます。

そこで大森警察署においても、交通街頭活動を積極的に推進し、都民の最も身近な社会規範である交通ルールの遵守や交通マナーの向上に向けた活動を展開しながら交通事故発生件数の減少に全力を挙げて取り組んで参ります。

今年も「平成二十二年春の全国交通安全運動」が、四月六日(火)から四月十五日(木)までの一〇日間

「やさしさが 走るこの街 この道路」を、メインスローガンに実施されます。

運動の基本は、「子どもと高齢者の交通

事故防止」です。

昨年の交通死亡事故の状況は、六五歳以上の高齢者が全体の三八・五%を占めており、高齢者が交差点等を横断中に巻き込まれる事故の割合が依然として高くなっています。

また、今回の安全運動の重点は

- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 自転車の安全利用の推進
- 飲酒運転の根絶

○二輪車の交通事故防止

以上の四点ですが、特に大型トラックが関与する事故防止においては、交差点等における二輪車や歩行者に対する安全確認に、より一層の注意を払い、右左折時の巻き込み事故防止に協会と共に一丸となって取り組んで参りたいと思います。

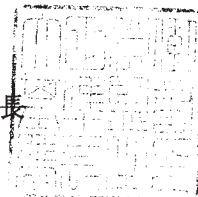
併せて、警視庁が組織を挙げて取り組んでおります「振り込め詐欺撲滅対策」に向けて、協会関係者並びにご家族様の防犯意識の高揚に、ご理解とご協力を賜りますようお願い致します。

おわりに、東京都トラック協会大田支部の皆様のご健勝と益々のご発展をお祈り申し上げます。

平成 22 年 4 月 1 日

事業主 殿

大田労働基準監督署長



エレベーター・簡易リフト(昇降設備)の自主点検の実施について

日頃より、労働基準行政に協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厳しい経済状況の下、事業場における労務・安全衛生管理体制の脆弱化が懸念されるなかにあつて、当署管内の運輸交通業における休業4日以上労働災害が増加(2月6日現在193件、前年同期比12.9%増)している状況にあり、今後の動向が憂慮されます。

また、当署管内の運輸交通業の事業場で、平成21年12月15日、所定の構造規格を具備しないエレベーターを使用中、ワイヤーロープが切断し作業中の労働者が搬器とともに落下するという労働災害が発生しましたが、ほかに同様のエレベーター及び簡易リフトを設置または使用する事業場が懸念される所です。

つきましては、別添の「エレベーター・簡易リフト(昇降設備)の自主点検表」を作成致しましたので、同点検表により自主的な点検を実施していただきますようお願いいたします。

なお、自主点検上で問題が認められた場合等は、下記の問合先まで、ご連絡ください。

問合先

大田労働基準監督署(担当 第二方面 あきやま)

東京都大田区蒲田五丁目40番3号(月村ビル9階)

郵便番号 144-8606

電話番号 03-3732-0174

エレベーター・簡易リフト(昇降設備)の自主点検表

自主点検表は、使用者が事業場における現状を自ら点検し、その把握した問題点に応じて、自主的な改善を図るためのものです。

点 検 項 目	点 検 の 結 果																								
<p>1 エレベーター・簡易リフト(昇降設備)の設置、使用について</p> <p>労働安全衛生法上のエレベーターとは「人及び荷(人又は荷のみなを含む。)をカゴ・プラットフォームに搭つて昇降する機器にのせて、動力を用いて運搬することを目的とする機械装置」とされ、建設現場における仮設のエレベーター・簡易リフトは、回答不要です。</p> <p>(1) エレベーター(積載荷重が1トン以上)の設置がありますか。また、使用していますか。 (令第12条第1項第6号)</p> <p>(2) エレベーター(積載荷重が0・25トン以上1トン未満)の設置がありますか。また、使用していますか。 (令第13条第3項の第17号)</p> <p>(3) 簡易リフトの設置がありますか。また、使用していますか。とするエレベーターで、製造業・鉱業・建設業・運輸交通業・貨物取扱業の事業場に設置されるものに限られ、セリ上げ装置・船舶安全法の船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるもの以外で、機器の床面積が1平方メートル以下または天井の高さが1.2メートル以下のも(建設用リフトを除く)として、使用していますか。 (令第1条第9号)</p> <p>(4) その他、積載荷重が0・25トン未満のエレベーター・簡易リフトの設置がありますか。また、使用していますか。</p> <p>エレベーター・簡易リフトについては、積載荷重0.25トン未満については、労働安全衛生法等の適用はありませんが、労働災害が発生しないように措置することは必要です。</p> <p>2 製造許可・検査証・設置届、設置報告について</p> <p>(1) エレベーター(積載荷重が1トン以上)について、製造許可(型式検定)のあるものですか。また、落成検査を受けていますか。</p> <p>エレベーター(積載荷重が1トン以上)は、労働局長の製造許可を受けたものでなければなりません。(寸法に許可を受けているエレベーターと型式が同一である(許可型式エレベーター)は例外です。)また、エレベーター設置届を所轄労働基準監督署長へ提出し、落成検査を受けなければなりません。なお、エレベーター(積載荷重が1トン以上)を休止する場合は休止報告を、廃止の場合は検査証を返還しなければなりません。</p> <p>(2) 設置報告書の提出はありますか。 エレベーター(積載荷重が0・25トン以上1トン未満)・簡易リフトは、あらかじめ、設置報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。この場合、荷重試験を行わなければなりません。</p> <p>なお、建築基準法では、エレベーター(かごの面積1平方メートル超または高さ1.2メートル超)小荷物専用昇降機(かごの面積1平方メートル以下、かつ、高さ1.2メートル以下)については、人または荷物を運搬する昇降機は(用途・積載荷重にかかわらず)、建築確認・完了検査、定期検査報告が必要としています。</p>	<p>1 昇降設備の設置・使用</p> <p>(1) エレベーター(1トン以上) <table border="1"> <tr> <td>① ない</td> <td>② 使用していない</td> <td>③ 使用している</td> </tr> </table> </p> <p>(2) エレベーター(1トン未満) <table border="1"> <tr> <td>① ない</td> <td>② 使用していない</td> <td>③ 使用している</td> </tr> </table> </p> <p>(3) 簡易リフト <table border="1"> <tr> <td>① ない</td> <td>② 使用していない</td> <td>③ 使用している</td> </tr> </table> </p> <p>(4) その他の昇降設備 <table border="1"> <tr> <td>① ない</td> <td>② 使用していない</td> <td>③ 使用している</td> </tr> </table> </p> <p>上記の全ての質問に、①の回答である場合は、以下の質問への回答の必要はありません。ご協力ありがとうございました。</p> <p>なお、②または③の回答があった場合、2以下の質問に進んでください。</p> <p>2 製造許可・検査証・設置届、設置報告</p> <p>(1) エレベーター(1トン以上)</p> <table border="1"> <tr> <td>製造許可(許可型式エレベーター)がある</td> <td>③ 製造許可はない</td> </tr> <tr> <td>① 落成検査を受け、検査証の交付も受けている</td> <td>② 落成検査は受けてない</td> </tr> <tr> <td>②・③については改善が必要です。</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) エレベーター(1トン未満)・簡易リフト</p> <table border="1"> <tr> <td>① 設置報告書を提出している</td> <td>② 設置報告書の提出はしていない</td> <td>③ 積載荷重0.25トン未満である</td> </tr> <tr> <td>③については改善が必要です。</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	① ない	② 使用していない	③ 使用している	① ない	② 使用していない	③ 使用している	① ない	② 使用していない	③ 使用している	① ない	② 使用していない	③ 使用している	製造許可(許可型式エレベーター)がある	③ 製造許可はない	① 落成検査を受け、検査証の交付も受けている	② 落成検査は受けてない	②・③については改善が必要です。		① 設置報告書を提出している	② 設置報告書の提出はしていない	③ 積載荷重0.25トン未満である	③については改善が必要です。		
① ない	② 使用していない	③ 使用している																							
① ない	② 使用していない	③ 使用している																							
① ない	② 使用していない	③ 使用している																							
① ない	② 使用していない	③ 使用している																							
製造許可(許可型式エレベーター)がある	③ 製造許可はない																								
① 落成検査を受け、検査証の交付も受けている	② 落成検査は受けてない																								
②・③については改善が必要です。																									
① 設置報告書を提出している	② 設置報告書の提出はしていない	③ 積載荷重0.25トン未満である																							
③については改善が必要です。																									

3 構造規格について

(1) エレベーター・簡易リフト(積載荷重が0・25トン以上)については、厚生労働大臣が定める規格(構造規格)を具備したものでなければなりません。
この構造規格があることは知っていましたか。(エレベーター構造規格・簡易リフト構造規格)

(2) 構造規格の概要

① エレベーターの構造部分の材料は、日本工業規格に適合した鋼材又はこれらと同等以上の化学成分及び機械的性質を有する鋼材であること

② 支持はりは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること

③ 昇降路塔又はガイドレール支持塔は、建築物に固定され、又は控えを用いて支持されており、基礎は不同沈下によるひずみを生じないようなものであること

④ ドロフトは、周囲が堅固に止められたものであること

⑤ ガイドレールは、鋼製を基本(簡易リフトは鋼製)として所定の許容応力を備えたものであること。また、取付金具により昇降路又はガイドレール支持塔に確実に取り付けられており、かつ、安全な構造であること

⑥ 簡易リフトは、搬器ごとに原動機、制御装置及び巻上機を備えるものであること

⑦ 昇降路の出入口(簡易リフトの場合は荷の積卸口)の床先と搬器の出入口の床先との間隔は、4センチメートル以下であること

⑧ ワイヤロープは、一よりの間において、素線の数の10%以上の素線が切断していないこと

⑨ キンク・形崩れ及び腐食がないこと

⑩ エレベーターは、搬器内の見やすい位置に、用途・積載荷重・最大定員等を記載した銘板が取り付けられていること

⑪ 簡易リフトは、積載荷重が明確に表示されているものであること

(3) 構造規格上の安全装置等

① 安全装置はありますか。

エレベーター・簡易リフトは、次の安全装置を備えるものでなければなりません。

- ・ 搬器及び昇降路のすべての出入口(簡易リフトの場合は荷の積卸口)の戸が閉じていない場合には、搬器を昇降させることができない装置
- ・ 搬器が昇降路の出入口(荷の積卸口)の戸の位置に停止していない場合には、かぎを用いたれば外から当該出入口(荷の積卸口)の戸を開くことができない装置
- ② 昇降路は壁又は扉が設けられ、戸が設けられていますか。
- ③ 昇降路の出入口(簡易リフトの場合は荷の積卸口)を除き壁又は扉が設けられ、戸が設けられていなければなりません。
- ④ 搬器は、次に定めるところとなっていますか。
- ・ 衝撃に対し堅固なものであること
- ・ 出入口(簡易リフトの場合は荷の積卸口)の部分を除き、壁又は扉が設けられていること。
- ・ 出入口(荷の積卸口)に戸が設けられていること
- ・ 出入口(荷の積卸口)が二以上設けられている場合には、同時に二以上の出入口の戸が開かない構造のものであること

3 構造規格を知っていましたか

(1) 構造規格を知っていましたか

① 知っていた	② 詳しくわからないが、何らかの基準があるとは思っていた	③ 知らなかった
---------	------------------------------	----------

(3) 構造規格上の安全装置等

① 安全装置

安全装置はありますか		安全装置はありますか	
① 安全装置がある	② エレベーター・簡易リフトは積載荷重が0・25トン未満	③ エレベーター・簡易リフトは積載荷重が0・25トン以上	
② 昇降路	壁又は扉が設けられ、戸が設けられていない	③ エレベーター・簡易リフトは積載荷重が0・25トン未満	④ エレベーター・簡易リフトは積載荷重が0・25トン以上
③ 搬器	① 所定の基準を備えている	② エレベーター・簡易リフトは積載荷重が0・25トン未満	③ エレベーター・簡易リフトは積載荷重が0・25トン以上

②・③については改善が必要です。

<p>4 安全衛生管理体制について</p> <p>(1) 安全管理者・衛生管理者の選任がありますか 労働安全衛生法上は、運輸交通業・貨物取扱業については、常時50人以上の労働者を使用する事業場は、労働安全衛生管理者・衛生管理者を選任しなければなりません。 また、労働者数が常時10人以上50人未満である場合、安全衛生推進者を選任しなければなりません。 (労働安全衛生法第10条乃至第13条の2)</p> <p>(2) 安全衛生委員会の開催がありますか 次の業種・規模の場合、安全衛生委員会を定期的に開催しなければなりません。 ・道路貨物運送業及び港湾運送業について、常時50人以上の労働者を使用する事業場 ・その他の運送業・貨物取扱いの事業について、常時100人以上の労働者を使用する事業場 (労働安全衛生法第17条乃至第18条)</p>	<p>4 安全衛生管理体制</p> <p>(1) 安全管理者・衛生管理者</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(両方とも・いずれかを)</td> <td>選任していない</td> </tr> <tr> <td>① 両方とも選任している</td> <td>② 常時使用する労働者が、50人未満である</td> <td>③ 常時50人以上の労働者を使用する</td> </tr> <tr> <td>②・③については、改善が必要です。</td> <td>③ 安全衛生推進者を選任していない</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 安全衛生委員会</p> <p>(両方とも・いずれかを)</p> <table border="1"> <tr> <td>① 定期的に開催している</td> <td>② 常時使用する労働者は50人(左記の業種に限り100人)未満である</td> <td>③ 常時50人(左記の業種に限り100人)以上の労働者を使用する</td> </tr> <tr> <td>③については、改善が必要です。</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(両方とも・いずれかを)		選任していない	① 両方とも選任している	② 常時使用する労働者が、50人未満である	③ 常時50人以上の労働者を使用する	②・③については、改善が必要です。	③ 安全衛生推進者を選任していない		① 定期的に開催している	② 常時使用する労働者は50人(左記の業種に限り100人)未満である	③ 常時50人(左記の業種に限り100人)以上の労働者を使用する	③については、改善が必要です。		
(両方とも・いずれかを)		選任していない														
① 両方とも選任している	② 常時使用する労働者が、50人未満である	③ 常時50人以上の労働者を使用する														
②・③については、改善が必要です。	③ 安全衛生推進者を選任していない															
① 定期的に開催している	② 常時使用する労働者は50人(左記の業種に限り100人)未満である	③ 常時50人(左記の業種に限り100人)以上の労働者を使用する														
③については、改善が必要です。																
<p>5 性能検査・定期自主検査・月次検査・作業開始前点検</p> <p>(1) エレベーター(積載荷重が1トン以上)については、性能検査を受け、エレベーター検査証の有効期間を更新する必要があります。</p> <p>(2) 年次定期自主検査を受けていますか。 エレベーター(積載荷重が0・25トン以上1トン未満)・簡易リフト(積載荷重が0・25トン以上)については、1年以内ごとに一回、定期に、自主検査を行わなければなりません。 また、月次検査、1月以内ごとに定期に、作業開始前ごとに、所定の検査事項について検査を行うとともに、検査・点検の記録を3年間保管することが必要です。</p>	<p>5 性能検査・定期自主検査・月次検査・作業開始前点検</p> <p>(1) 性能検査</p> <table border="1"> <tr> <td>① エレベーター(積載荷重が1トン以上)はない</td> <td>エレベーター(積載荷重が1トン以上)がある</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 性能検査を受け、検査証の有効期間を更新している</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 性能検査を受けていない</td> </tr> </table> <p>③については、改善が必要です。</p> <p>(2) 年次定期自主検査</p> <table border="1"> <tr> <td>① エレベーター(積載荷重が0・25トン以上1トン未満)・簡易リフト(積載荷重が0・25トン以上)はない</td> <td>エレベーター(積載荷重が0・25トン以上1トン未満)・簡易リフト(積載荷重0・25トン以上)がある</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 検査をしている</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 検査をしていない</td> </tr> </table> <p>③については、改善が必要です。</p>	① エレベーター(積載荷重が1トン以上)はない	エレベーター(積載荷重が1トン以上)がある		② 性能検査を受け、検査証の有効期間を更新している		③ 性能検査を受けていない	① エレベーター(積載荷重が0・25トン以上1トン未満)・簡易リフト(積載荷重が0・25トン以上)はない	エレベーター(積載荷重が0・25トン以上1トン未満)・簡易リフト(積載荷重0・25トン以上)がある		② 検査をしている		③ 検査をしていない			
① エレベーター(積載荷重が1トン以上)はない	エレベーター(積載荷重が1トン以上)がある															
	② 性能検査を受け、検査証の有効期間を更新している															
	③ 性能検査を受けていない															
① エレベーター(積載荷重が0・25トン以上1トン未満)・簡易リフト(積載荷重が0・25トン以上)はない	エレベーター(積載荷重が0・25トン以上1トン未満)・簡易リフト(積載荷重0・25トン以上)がある															
	② 検査をしている															
	③ 検査をしていない															
<p>6 使用上の注意</p> <p>簡易リフトについて、どう乗の制限をしていますか。 事業者は、簡易リフトの機器に労働者に乗せてはいけません。 また、労働安全衛生法上も、労働者は簡易リフトの機器に乗ってはならないとされています。</p>	<p>6 使用上の注意</p> <p>どう乗の制限</p> <table border="1"> <tr> <td>① 簡易リフトはない</td> <td>簡易リフトがある</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 人のどう乗を禁止している</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ どう乗の制限をしていない</td> </tr> </table> <p>③については、改善が必要です。</p>	① 簡易リフトはない	簡易リフトがある		② 人のどう乗を禁止している		③ どう乗の制限をしていない									
① 簡易リフトはない	簡易リフトがある															
	② 人のどう乗を禁止している															
	③ どう乗の制限をしていない															

※ 令は、労働安全衛生法施行令のことです。

税の情報コーナー

平成22年4月1日
大森税務署

ご存知ですか？「代理送信」 税理士に相談してみよう！！



オリジナルキャラクター イータ君

税理士に申告書の作成を依頼されている皆様、是非「代理送信」によるe-Taxのご利用をお願いいたします。

「代理送信」とは、会社(納税者)の代わりに税理士が、e-Tax(電子申告)で申告等の手続きを行うことです。

e-Taxを利用したいが、「申告に必要な電子証明書の取得が面倒」とお考えの方、「代理送信」の場合は、税理士の電子証明書により手続きができますので、会社(納税者)ご自身で電子証明書を取得する必要はありません。



税理士が納税者の申告書データを送信した場合には、納税者および税理士の双方のメッセージボックスに受信通知が格納されますので、納税者も送信した申告書データを確認できるので安心です。

◆ 詳しくはe-Taxホームページ
でご確認ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

さらに便利に使いやすく！

イータックス

検索

経済展望

景気判断指数は一部で改善

商工中金 大森支店

(中小企業の景況観測)

二月の景気判断指数は四二・三(前月四一・三)と前月比で小幅上昇。過去最低値(二〇〇九年一月の二四・八)から八カ月連続して上昇した後、十月以降は三カ月連続して低下していたが、一月以降は二ヶ月連続して上昇。「好転」「悪化」の分岐点である五〇を三五カ月連続して下回った。三月は四六・四と上昇を見込む。

(景況の悪化度合い、二カ月連続で緩和)

商工中金が取引先一、〇〇〇社を対象にしている「中小企業月次景況観測」の二月調査では、中小企業の景況感を表す景況判断指数は、前述の通り四二・三。内訳としては、製造業は四四・二(前月四一・三)と前月比二・九ポイント上昇したが、三五カ月連続して五〇を下回った。非製造業は四〇・七(前月四一・三)と、前月比▲〇・

六ポイント低下し、三三カ月連続して五〇を下回った。

個別の業種では、全十五業種のうち、十業種が上昇、四業種が低下、一業種が変わらず。上昇幅が大きかった業種は木材・木製品で十七・〇ポイント、一般機械十六・〇ポイント、卸売業十六・〇ポイントなど。低下幅が大きかった業種は建設▲五・〇ポイント。

(売上高の減少続くも減少幅は縮小)

一月の売上高は▲三・五%(前年同月▲九・〇%)と、十六カ月連続して減少したが減少幅は縮小。先行きについては、二月は+〇・二%と増加、三月は▲〇・六と減少を見込む。

業種別にみると、製造業は▲二・七%(同▲十二・〇%)と十六カ月連続して減少。二月は十一・九%、三月は十二・八%

と、ともに増加を見込む。非製造業は▲四・六%(同▲六・三%)と十六カ月連続で減少。二月は▲二・〇%、三月は▲四・一%とともに減少を見込む。

鉄鋼(十五・三%)、輸送用機械(十七・八%)は増加に転じた。

(採算状況DI、三カ月連続で「悪化」超幅拡大)

二月の業況判断DI

- ① 販売価格 ▲十一・四(前月▲十四・三)
- ② 仕入価格 一・九(前月▲二・七)
- ③ 採算状況 ▲十六・三(前月▲十四・七)
- ④ 資金繰り ▲八・五(前月▲六・八)
- ⑤ 製品在庫 ▲十五・七(前月十四・九)
- ⑥ 生産設備 ▲二四・〇(前月▲二三・六)
- ⑦ 雇用状況 ▲十三・二(前月▲十四・二)

(まとめ)

景気判断指数は直近では三カ月連続低下したのち二ヶ月連続上昇するなど、一部では景気悪化度合いの改善が見られる。

一方で、DI数値を見ても厳しい環境には変わりなく、急激な円高進行等により再び悪化する懸念残るなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しいといえる。

支部事業活動

新春合同賀詞交歓会・懇親会を開催

Ⅱ 大田支部・城南協組合同でⅡ

一月十五日(金)、午後四時三十分から恒例の新春賀詞交歓会・警視総監感謝状授与式並びに懇親会を、城南協組と合同で「ア・ペア」にて開催いたしました。

賀詞交歓会は小宮邦裕副支部長の司会で開会、三浦徳邦支部長の主催者代表挨拶の後、矢田淑雄東京運輸支局局長、星野良三社団法人東京都トラック協会会長、東園幸一大森警察署署長、松村登史大田労働基準監督署署長、田中常雅東京商工会議所大田支部会長、浅井時郎社団法人全日本トラック協会名誉会長・東京都各種団体協議会代表世話人、植田昌宏東京都トラック運送事業協同組合連合会会長、長谷川裕二商工組合中央金庫支店長、平将明衆議院議員、鈴木晶雅、神林茂、鈴木章浩、柳ヶ瀬裕文、田中健、藤井一都議会議員等ご来賓のご祝辞をいただき賀詞交歓会を終了しました。その後、会場を移動して、司会者を岸貞介常任理事に変更して、警視総監感謝状授

与式を行いました。

この授与式は昨年十一月十一日警視庁で執り行われた平成二十一年秋の交通功労者表彰式で表彰されましたが、改めて東園幸一大森警察署署長より三浦徳邦大田支部長が警視総監感謝状を授与いたしました。又、この栄誉ある感謝状を授与したことにより、東京都トラック協会大田支部として財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団へ寄付を行うこととし、浅井隆東京都トラック協会副会長へ目録を贈呈いたしました。

引続いて懇親会に移り、主催団体を代表して植田昌宏大田支部名誉支部長・城南協組理事長挨拶の後、松原忠義大田区区长、大高一夫東京貨物運送健康保険組合理事長、藤田のりひこ衆議院議員、大田区区議会議員の諸先生のご祝辞をいただき、天野智義社団法人東京都トラック協会品川支部長の乾杯のご発声にてなごやかに進行し、和気あいあいのうちにすべての行事を終了いたしました。

本部事故防止大会に参画

二月十九日(金) 九段会館において、東ト協主催の事故防止大会が開催され、当支部からは七十三名(割当人数 七十五名)の参加者がありました。

結城幸彦東京都トラック協会事故防止委員会委員長の開会宣言で始まり星野良三東京都トラック協会会長、ご来賓の挨拶の後特別講演に移りました。

特別講演は芝浦工業大学教授春日伸子先生により「気づきを利用した安全運転の推進」と題して、特にエコドライブと安全を徹底することにより燃料削減・事故低減等に効果があることを強調され、男女及年齢差によるヒヤリハットの違いのデータを基に興味ある貴重な講話を聞くことができました。

事故防止モデル支部の千代田支部・板橋支部・台東支部の発表は体験談など参考にあり、当支部としても更なる事故防止に向けて決意をあらたにしました。最後に大会宣言を採択し終了いたしました。



関交協の事故防止研修会開催

三月十九日六時十五分より、経営者・管理者・管理者に準じる運転者を対象とした事故防止研修会を、関東交通共済協同組合の主催、大田支部・城南協組協賛で、関東交通共済安藤実常務理事を講師にお迎えして、「企業における安全風土づくり」と題して大田区産業プラザにて開催いたしました。

出席者 五十七名

各分会毎に運転者講習会

いろいろと趣向をこらして開催

池上分会 (三月九日 池上会館一二七名)
・蒲田分会 (三月九日 大田区産業プラザ
一三二名)・大森分会 (三月十一日 大森
スポーツセンター一三四名)・田園調布分
会 (三月十一日 大田西区行政センター七
七名)にて、トラックドライバー等の担当者
による車両・運転等テクニク・点検・整
備についてアドバイスを受けるなどいろい
ろな趣向をこらした運転者講習会を開催し
ました。

受講者 計四六九名

業務日誌

一月 三日	女性部幹事会	三月 二日	事務長研修合同会議
四日	仕事始め	四日	労務厚生委員会
十三日	(社)東ト協本部新年会	五日	関東交通共済事務連絡会議
十五日	新春賀詞交歓会	九日	蒲田・池上分会運転者講習会
十六日	女性部新年会	十日	池上分会役員会
二十一日	大森分会新年会	十日	大田区こころの健康づくり
二十二日	(社)東ト協品川支部新年会	十一日	広報委員会
二十三日	青年部新年会	十一日	大森・田園調布分会運転者講習会
二十六日	関東交通共済新年会	十六日	輸送委員会
二十七日	大田労働基準協会新年会	十九日	管理者等の事故防止研修会
二月 二日	正副支部長会	二十三日	事故防止委員会
二日	青年部幹事会		
三日	池上分会新年会		
四日	女性部新年会		
六・七日	青年部一泊研修旅行		
十日	大田区防災会議		
十二・十三日	事務長連絡会総会		
十三日	大森分会懇親旅行		
十六日	田園調布新年会		
十六日	労務懇談会幹事会		
十八日	多摩支部四十周年祝賀会		
十九日	青年部ボランティア委員会		
十九日	東ト協事故防止大会		
二十二日	広報委員会		

二十七日 港・品川・大田三支部

青年部交流会





大森分会

三月のいい加減な天候により、この報告書が出るころには桜も満開か、すでに散っていることと思います。去年の分会報告では景気が良くなっていることを願うと文頭に書いていましたが、今年はいかがでしょうね。また高速道路料金など気になることが多々あります。三月には神奈川県では運賃に関してトラックやタクシートのデモンストレーションもありました。

今年初めの三カ月の大森分会の報告です。一月二十一日、アートホテルズ大森に於いて新年会が開催されました。先日異動になりました東園大森警察署長、岩佐交通課長。(株)全日本トラック協会、浅井名誉会長、東京都トラック運送事業協同連合会、植田



会長、(株)東京都トラック協会大田支部、三浦支部長、城南運送事業協同組合、福島専務理事の方々をお招きしまして盛大に行いました。

一月二十七日京浜トラックターミナルに於いて緊急交通安全活動を行いました。年明けより大森警察署管内で事業用貨物車両が関係する事故が多発していることを重く受けとめ、日本自動車ターミナル様様の協力をいただきました。

二月十三日、小雪ふる寒い天気の中バスに乗り、研修懇親旅行を行いました。今年には茨城県の袋田の滝に行き日本三名瀑の凍った絶景を見る事ができました。また昼食には旬の鮫鱈に体を温め、味を堪能しました。また午後には日立さかなセンターで御土産を買い、無事に終了しました。

三月十一日大森スポーツセンターにおいて春の運転者講習会を行いました。交通課長の講話と自動車様によるヒューマンエラーについて話を聞きました。参加人数一三四人。その後いつものように抽選会を行い盛況に終わりました。

田園調布分会



心機一転、新年度のスタートです。

寄る年波、最近記憶力の減退を実感。究極の記憶力を持つ友人を紹介します。『大学教授〇氏はスゴイ記憶力を持っている。彼の言うところによると、父親と一緒に出かけ乱チキパーティーがあり、帰りは母親と一緒にだったことを記憶しているという。』
年明けからの分会活動ですが、二月十三日に分会新年会を「釣船茶屋さうお網島店」(www.zauo.com)にて開催。

船上をイメージした店内、自分で釣った魚をその場で食す。家族同伴の参加もあり、和気藹々の中で新年の思いを新たに散会しました。

三月十一日に運転者講習会を「大田西地域行政センター」にて開催。田園調布警察署三木交通課長より交通安全運動のポイント、飲酒運転撲滅への取り組みについての講話を頂きました。また分会員から被害者としての事故体験を発表してもらい参加者全員で安全運転の決意を再確認。終了後、福引大会(クオカード進呈)を開き散会。参加人数七七名。

一月十九日、二月十八日には役員会を開催し、来年度の事業計画等について議事。店社が三〇を割り込む中、少数精鋭、特徴を活かした分会運営を目指すことを決議。

恒例の東調布グリーンクラブコンペを、四月八日に予定。他分会の皆様を含め多数のご参加をお願いします。(連絡先/昭和設備(株)山本社長)

なお、総会は五月十二日可津羅にて行なわれます。



池上分会

今年の冬は、バンクーバー冬季オリンピックが開催され、日本選手団の熱い死闘が繰り広げられた中、テレビに釘付けになった方も多かったのではないのでしょうか？ 又、別の意味で注目を浴びたのが、某スノーボード選手で、服装の乱れや言動に対して賛否両論飛び交いましたが、やはり日の丸を背負った代表選手としては、最低限の身だしなみと自覚を持つてもらいたいものです。我々、運送業界においてもドライバーの資質が厳しく問われる中、会社の看板を背負っているという自覚を持つよう徹底して行きたいと思います。

さて、当分会の活動報告ですが、二月三日(水)「ア・ペア」に於いて分会新年会を開催しました。大勢の分会員の参加もあり、大変盛り上がりました。三月九日(火)

「池上会館」に於いて、春季運転者講習会を開催しました。始めに交通安全ビデオを三十分間視聴し、池上警察署交通課長代理の三橋仁美警部より池上署管内の交通事故状況の説明があり、四月六日(火)から始まる春の全国交通安全運動の実施に伴う重点項目として、高齢者の事故防止、後部座席のシートベルト着用義務違反等が挙げられました。

続いてプリヂストン・生産財タイヤソリューション・関東(株)羽田店店長宮田博光氏より、タイヤの基礎知識・安全運行について講義があり、日野自動車(株)よりノベルティーグッズが全員に配られました。参加者一二十七名でした。その後、池上「菜香楼」に於いて役員会が開催され、議題は役員改選についてと事業計画でした。分会の総会の日程につきましては決定次第ご連絡致します。

蒲田分会



花の便りもあちこちで聞かれる時候になつてまいりました。会員の皆様におかれましては、ご健勝にお過ごしのことと思います。

今だに先行き不透明な経済状況の中、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しいわ

けですが、支部会員の皆様たちとは情報交換、勉強会と前向きに取り組み難局を乗り切つて活路を見つけていきましょう。

さて、分会活動の報告を致します。

三月九日(火)大田区産業プラザに於いて自動車運転者講習会を行いました。曇まじりの大変寒い中、一三一名のドライバーさんが参加され、始めに交通安全ビデオを三分視聴し、次に警視庁蒲田警察署交通課交通総務係長、磯田利則様より講演を賜り、ドライバーの皆さんは熱心に耳を傾けていました。平成二十二年春の交通安全運動が四月六日から十五日までの十日間、全国一斉に実施されます。交通事故撲滅は企業にとって経営の根本であります。

今年度の活動予定ですが、四月七日(水)カマタゴールの例会が東千葉カントリー倶楽部にて開催されます。大勢様のご参加お待ちしております。春の健康診断は四月二十四日(土)鈴木運送様の場所にて、五月に城南運送事業協同組合の場所にて実施いたします。忘れずに受診されるようお願いいたします。五月十四日(金)総会開催にて役員改選の年でもあります。

分会の皆様方におかれましては新しい年度を力いっぱい踏み出されますよう、また分会活動にご協力下さいますようよろしくお願い致します。

活動報告

青年部

新年会・研修旅行・3支部交流会

皆様、日頃青年部活動に御理解御協力頂き誠に有難うございます。

青年部は一月二十三日にア・ペアにて新年会を開催いたしました。「私の履歴書」と題して東ト協大田支部顧問、城南協組理事長、東ト協連会長、南部運送(株)社長の植田昌宏様に御話をいただきました。オイルショックの時には軽油を売ってもらえず、長距離輸送はドラム



缶に燃料を入れて持って行った話など、入社から現在に至るまでの御苦労された話、聞きたくても中々聞けない話を沢山聞いていただきました。ドライブの話ももっと聞きたかったです。正直一時間では足りませんでした。

二月六日に塩原に研修旅行に行きました。バスの中で事故防止のDVDを見ながら安全運転について意見交換をし、TEPCO塩原ランドでは水力発電の仕組みを模型を使って勉強しました。その後の見学予定のつり橋は雪で通行止めの為そのまま宿に直行しました。夜はみんなで「電気を無駄に使わない事」について論議を交わしました。

二月二十七日芝公園のプリンスパークタワー東京にて港支部、品川支部と三支部交流会を開催しました。「職業性腰痛について」と題して整形外科医の清水泰雄先生に講演をいただきました。運転する時は背もたれは出来るだけ倒さずに運転して、一時



間に一回は五分程度休憩を取り前屈などのストレッチをした方がいいそうです。また、懇親会は菊川青年部長の乾杯により盛大に始まりました。今回は三回目という事で自己紹介ではなく事前に自分の会社のトラックのトン数、台数、メインの荷物、アピールポイントなど細かく書いてもらい他支部と交換しました。資料を見ながら細かい話も出来たかと思えます、今後仕事のやりとりに役立ててください。



二月二十八日(日)四回目となった東京マラソンが悪天候の中、開催された。今回友人、同業者の参加、また息子と孫の親子マラソンへの参加が決まり応援に行くことになった。東京のご真ん中を長時間使用するコースを許可した東京都知事はさすがに先見の明あり。三〇万人以上の申し込みがあり、実際に走れるのは三万五千人。運がよくなければ参加できない。市民ランナーはタイムを狙う人、おしゃれを楽しみながら走る美ジョガー、着ぐるみを着て目立ちたがり屋の人、参加者は自分が主役、それぞれ楽しんで走っている。応援しているだけで感動し、大声でがんばれと声を掛けてしまう。

午後天候も回復し、いよいよ親子マラソンの開始が近づくフルマラソンと同様立派なスタートゲート。石原都知事の開会宣言には、将来都民として成長していく子供たちを大事にしていく姿勢が読み取れる。有

明の防災センターをスタート、先頭はもと陸上部で鍛えたようなお父さん。子供は必死で後をついていく。大半の参加者は、子供について行くのがやっと。日頃の運動不足が手に取るようだ。本コースに合流し子どもたちは張り切って、市民ランナーを追い抜いていく。フルマラソンのゲートをくぐり、ゴール。小学一年生の孫は完走賞をもらい得意満面、自宅に帰るまでゼッケンをつけたままうれしそう。この子らの何人かは将来、東京マラソンに参加するであろう。

天候の良い週末。多摩川土手は、ジョギング、ウォーキングする人、銀座通りと間違えるほど多くの人がいます。普段運動不足の皆さま、お金はかかりません。歩くことから始めてみたらどうですか？有酸素運動は脳の活性化にも良いそうですよ。春です、実行してみたいかがでしょう。



支部報告

◎代表者・名称・住所等変更

▽株丸亀運輸

新||伊藤隆祥

旧||伊藤五郎蔵

▽土長運輸株

新||高橋忠夫

旧||伊藤幸男

▽株オフィス・フロンティア

新||大森北四一七一

◇脱会事業所

▽有)黒田運送店

十月 大森分会

▽株伸榮産業

十二月 蒲田分会

▽三伸運輸株

十二月 地区外



活動報告

女性部

事故半減
達成!!

事故半減達成、環境対応等で、トラック業界が高く評価されている事が大変、嬉しく思います。それに伴って、一日も早く景気回復を願う昨今です。

一月十六日、大森東急インにて、三浦支部長様をお迎えして、新年会を催しました。内田女性部長のあいさつに続き、三浦支部長様より新年のごあいさつの中で、大田支部女性部の活躍にたいへん関心を持たれ、トラック業界に必要な要件をいち早く察し、それに取組む姿勢は、とてもすばらしいと、お褒めの言葉をいただきました。又、駐車禁止、問題もたくさんあり、女性のパワーで頑張つてほしいとの激励がありました。田中部員の乾杯で懇親会に入り、出席者十六名が、和気あいあいの団欒で、楽しいひとときも、時間となり、

大越部員閉会の挨拶で終了。

二月四日 春の研修会、「歩く健康づくり」(ウォーキング)をしました。先々日の雪も消え、晴天に恵まれましたこの日、朝十時、池上梅園に集合、参加者 十名、斜面を利用した園内には、三百七十本の白梅、紅梅、が咲き始めて、三分ほどの梅の香りにつつまれて散策いたしました。ウォーキングを兼ねて二箇所目の、「日蓮宗大本山池上本門寺」まで徒歩で移動しました。本門寺管理部の本門様から、最初に本門寺の「靈宝殿」に陳列されている数々の展示品を丁寧に分かりやすくご説明頂きました。展示品は定期的に入れ替えられるそうです。次に、本門寺境内にある五重塔、大堂、本殿、経蔵等、建造物の説明を受けました。又、大堂の天井に描かれた川端龍子絶筆の「未完の龍」も拝見させて頂きました。後に、龍子と親交の深かった奥村土牛が龍に目を入れたという逸話が残っています。昼食は「花むら」でした。

昼食後におとずれた本門寺の旧本坊の奥庭として桂離宮の建築と造園で名高い小堀遠州によつて作られた四千坪もある「松濤園」内には、西郷隆盛と勝海舟が江戸城明け渡しに関する会見をしたと伝えられる「あずまや」があり大変興味を持ちました。我々の身近な所にもまだまだ意外と知らな

い歴史があることを改めて知った良い研修見学会になりました。今後の研修見学会も部員の皆様が興味のある楽しい企画にしたいと思っております。

さて、女性部お手製の二十二年度用「運輸と労働の安全マネジメント計画表」は、国交省・厚労省の両方で利用出来る様作成してあります。(大田労働基準監督署に確認済み)

- 一、運輸と労働のマネジメント キット
- 一セツト 五〇〇円 部員外は七〇〇円
- 一、運輸と労働のマネジメント C D R 一枚 五〇〇円です。

希望店社は、大田支部事務局へお申し込み下さい。

